

「約款・規定集」編入改定のお知らせ

2024年7月1日付で、「約款・規定集（個人のお客さま用）」に以下ご案内を編入いたしました。編入内容につきましては、下表をご覧ください。

- ・ 振替株式等（上場株式等）の配当金のお受取り方法について

記

※ 「約款・規定集」へ編入

振替株式等（上場株式等）の配当金のお受取り方法について（全文）

振替株式等（注）の配当金（端株処分代金などを含みます。）のお受取り方法は、以下の株式数比例配分方式、登録配当金受領口座方式もしくは個別銘柄指定方式のいずれかを指定することができます。いずれも指定されない場合は、お客さまのお届出住所に配当金領収証が送付され、配当金支払事務を行う金融機関で配当金をお受取りになることができます。

（注）振替株式等とは、株式会社証券保管振替機構が株式等の振替制度に基づき取扱う振替株式その他の有価証券等のことをいいます。

1. 株式数比例配分方式

株式数比例配分方式は、証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社」という。）の口座に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金を、その証券会社等の口座において受領する方式です。

この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等（他の証券会社等の口座でご所有の振替株式等を含みます。）の配当金がこの方式で支払われます。このため、一部の銘柄について、登録配当金受領口座方式、個別銘柄指定方式もしくは配当金受領証による支払いを選択することはできません。

なお、ご所有の振替株式等の一部又は全部が特別口座に記載又は記録されているとき及び口座を開設している証券会社等の中に株式数比例配分方式による配当金受領方法を取扱っていない証券会社等があるときは、株式数比例配分方式を指定することができません。

（注）NISA（非課税口座）で投資（買付）した振替株式等の配当金等を非課税でお受取りされる場合は、株式数比例配分方式の指定が必要です。

【同意事項】

○株式数比例配分方式を指定する場合は、次の事項に同意していただく必要があります。

1. お客さまご名義の振替口座簿に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を当社に委任すること

2. お客さまが他の証券会社等において振替株式等を所有する場合は、当該他の証券会社等の口座に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を、当該他の証券会社等に委任すること及びその旨を当該他の証券会社等及び株式会社証券保管振替機構に通知すること
3. 配当金を代理して受領する証券会社等の名称、証券会社等の配当金受領口座及び証券会社等ごとの受領割合等について、発行会社による配当金の支払のつど、株式会社証券保管振替機構が発行会社（株主名簿管理人）に通知すること
4. 発行会社がお客さまの受領すべき配当金を、株式会社証券保管振替機構が発行会社に通知した証券会社等に対して支払った場合は、発行会社の配当金支払債務が消滅すること
5. 証券会社等が代理受領した配当金は、証券会社等の定める振替株式等に関する約款に従い弊社のお客さま口座に入金すること（入金取引残高報告書等でご確認ください）

2. 登録配当金受領口座方式

登録配当金受領口座方式は、あらかじめ指定した1つの銀行口座ですべての振替株式等の配当金を受領する方式です。

この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等の配当金が、今回ご指定の銀行等口座に支払われます。このため、一部の銘柄について、株式数比例配分方式、別の銀行口座の振込指定もしくは配当金領収証による支払いを選択することはできません（振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合、当該種類株式の配当金もご指定の銀行口座に振り込まれます。）。

3. 個別銘柄指定方式

個別銘柄指定方式は、ご所有の振替株式等の銘柄ごとに指定した銀行口座で、振替株式等の配当金を受領する方式です。

株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式をご指定のお客さまが、個別銘柄指定方式に変更される場合は、同時に株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式を廃止する必要があります。振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合は、その配当金も同様に、ご指定の銀行口座に振り込まれます。

【配当金振込指定書記入のご注意事項】

- ①配当金振込指定書は、振替株式等が記載または記録されている一の証券会社等へ提出すれば、他の証券会社等への提出は不要です。当社へ印鑑のお届出のある口座について配当金振込指定書をご提出の際は、お届出印を押印ください。
- ②すでに当社および他社で個別銘柄指定方式を選択されていて、その後、株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式を指定される場合は、先の個別銘柄指定方式は解除されたものとして取扱います。
- ③登録配当金受領口座方式又は個別銘柄指定方式をご指定の場合には、預金種目（該当のものを○で囲む）、口座番号、口座名義人（フリガナ）を明記してください。記載内容に相違があった場合には、配当金が入金されない場合もあります。
- ④配当金振込指定書が配当金の基準日の前営業日までに提出されない場合、ご指定の方法による配当金のお受取りが、次回の配当金からとなる場合があります。